



団体交渉開催決定！！

申12号技術センターにおける体制見直しに対する申し入れ

1. 部外協議に関して計画担当者と業務事務担当者が行っていた業務について、施策実施後の現場での取り扱いについて明らかにすること。
2. 施策実施により事務担当者がいなくなる職場における年平均での部外協議の実績件数を明らかにすること。
3. 事務担当者が行っていた業務のうち、施策実施後も引き続き現場において継続される業務を明らかにすること。
4. 事務担当者が行っていた部外協議以外の業務について、施策実施後の取り扱いを明らかにすること。
5. 回答は2022年3月25日までに行うこと。

3月16日（水）10:00～



© dak



© dak